

## ↳ 通勤費の非課税限度額

**Q** : 当社では、従業員への通勤費の支給について、利用している交通機関の実費相当額を支給しています。先日、途中入社してきた者がマイカー通勤を希望したため認めることにしました。この場合、通勤手当をいくらぐらいにすればよいのでしょうか？

**A** : 片道の通勤距離に応じて定められた非課税限度額の範囲内で支給すれば源泉徴収の必要はありません。

### 【解説】

雇用主から支給される通勤費用は、本来、その支給を受ける者の給与所得を構成するものですが、交通費などは実費精算的なものであり、雇用主が負担することが社会一般的であることから、通常必要と認められる一定限度額までは非課税とされています。

交通機関を利用する場合ですと、最高10万円を限度として、1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額までが非課税とされています。一方、自動車や自転車などの交通用具を利用する場合ですと、片道の通勤距離に応じて一定の金額までが非課税とされています。平成16年度税制改正ではこの規定が緩和され、片道45km以上の場合の非課税限度額が、従来の「2万900円と運賃相当額のいずれか高い金額(10万円限度)」から「2万4,500円と運賃相当額のいずれか高い金額(10万円限度)」となりました。なお、運賃相当額とは、交通用具を使用している人が交通機関を利用したならば負担することとなる1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額に相当する金額をいいます。

